

10

花山駅前幸陽台地区

協定区域	北区幸陽町1～3丁目の各一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可	1976年12月25日	
	面積	89,038.51 m ² ※面積には隣接地を含む場合があります。		更新	1988年2月1日	
用途地域	第一種低層住居専用地域		有効期間	更新	1998年6月18日	
	第一種中高層住居専用地域			更新	2008年10月15日	
更新						2018年10月15日
2018年10月15日～2028年10月14日(10年)						

協定内容の概要

- (1) 建築物は、1区画1戸建とする
- (2) 建築物の階数は、2階建て以下（地階を除く。）とする。
- (3) 建築物の用途は、住宅（医院、店舗その他兼用住宅を含む。）とする。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

運営委員会連絡先 委員長

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせして下さい。

10

花山駅前幸陽台地区

10 花山駅前幸陽台地区建築協定区域

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません

